

建築基準法第44条第1項第2号による包括的許可基準

平成29年6月7日
浜松市建築審査会承認

1 趣 旨

次の基準に適合するものは、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき、特定行政庁が通行上支障がないものと認め、浜松市建築審査会（以下「建築審査会」という。）の同意を得たものとして、許可（以下「法第44条第1項第2号許可」という。）することができるものとする。

2 基 準

(1) 適用の範囲

地方公共団体、路線バス事業者（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むもの。）又は道路管理者が設置する次のいずれかの用途に供する建築物であつて、公益性が高く、当該建築場所に立地することが必要とされるものであり、道路管理者等との協議が整っているものであること。

ア 公衆便所、巡查派出所、路線バス停留所の上屋、公共駐車場の上屋、備蓄倉庫その他これらに類する施設

イ 有料道路の料金徴収所及び道路管理施設（道路管理用資材等保管庫、道路管理用自動車車庫、機械・電気室、管理事務所及びこれらの施設を使用する作業員の待機所等）

(2) 構 造

主要構造部は、不燃材料とする。

(3) 設置場所

次のいずれかに該当すること。

ア 道路法に規定されている歩道で、歩行者が通行することのできる残存有効幅員が2.5m以上となる部分（図1）

イ 駅前広場の歩道、島式乗降場等の車路と区別された部分（図2）

ウ 道路区域内の通常一般の通行の用に供されていない部分（自転車駐車場を除く）（図3）

3 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準による法第44条第1項第2号許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。

なお、建築審査会の同意の日付は許可の日付とする。

附 則 （平成20年3月24日）

この基準は、建築審査会の承認を受けた日から施行する。

附 則 （平成28年4月27日）

この基準は、建築審査会の承認を受けた日から施行する。

附 則 （平成29年6月7日）

この基準は、建築審査会の承認を受けた日から施行する。

図1 2-(3)-ア 道路法に規定されている歩道で、歩行者が通行することのできる残存有効幅員が2.5m以上となる部分

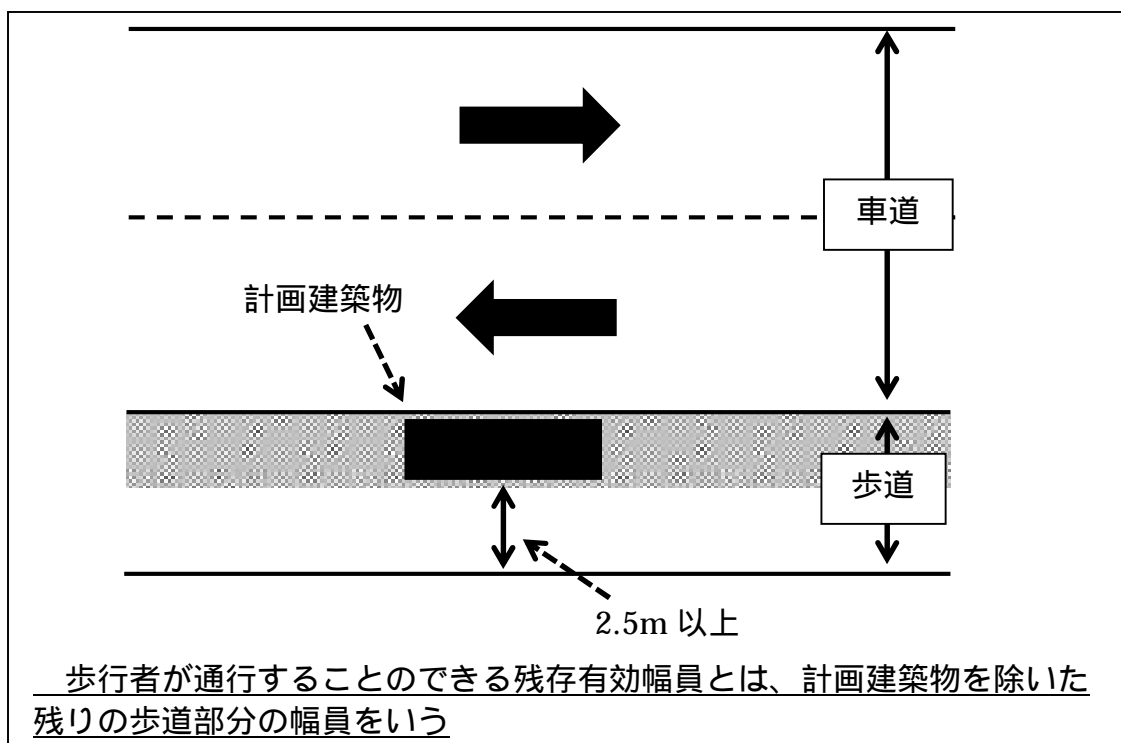
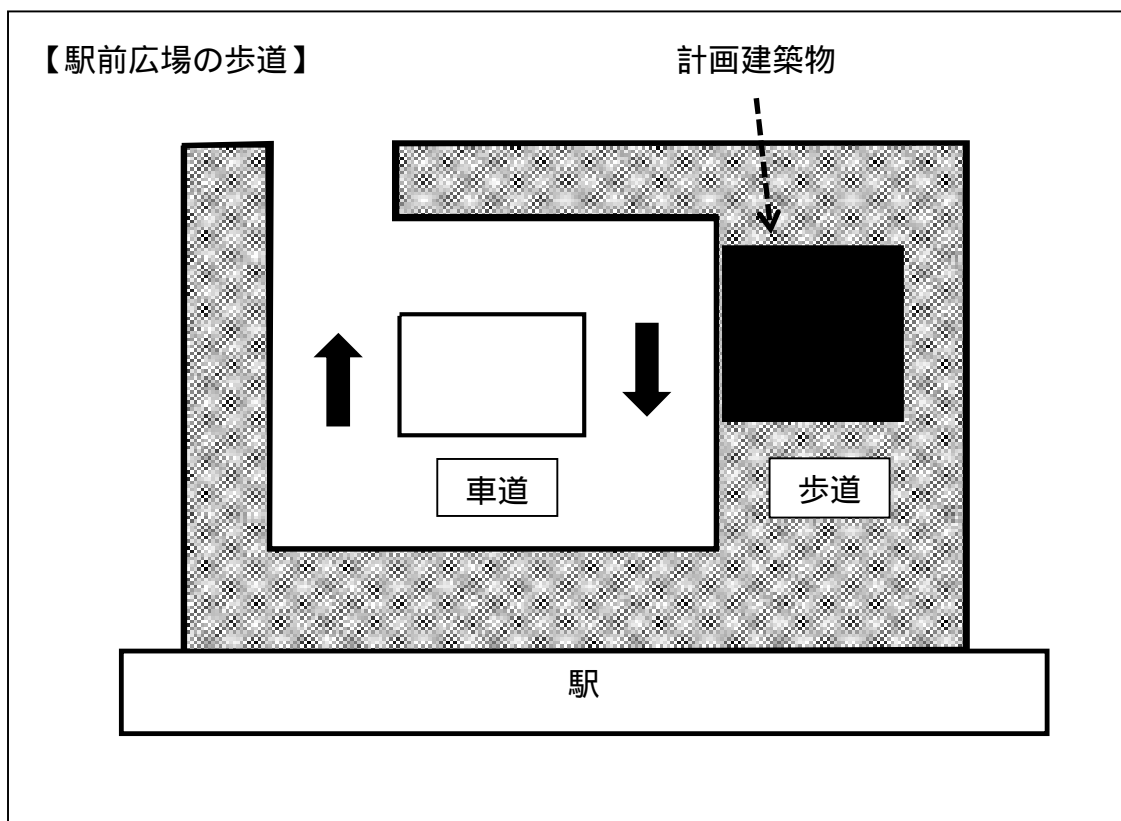


図2 2-(3)-イ 駅前広場の歩道、島式乗降場等の車路と区別された部分



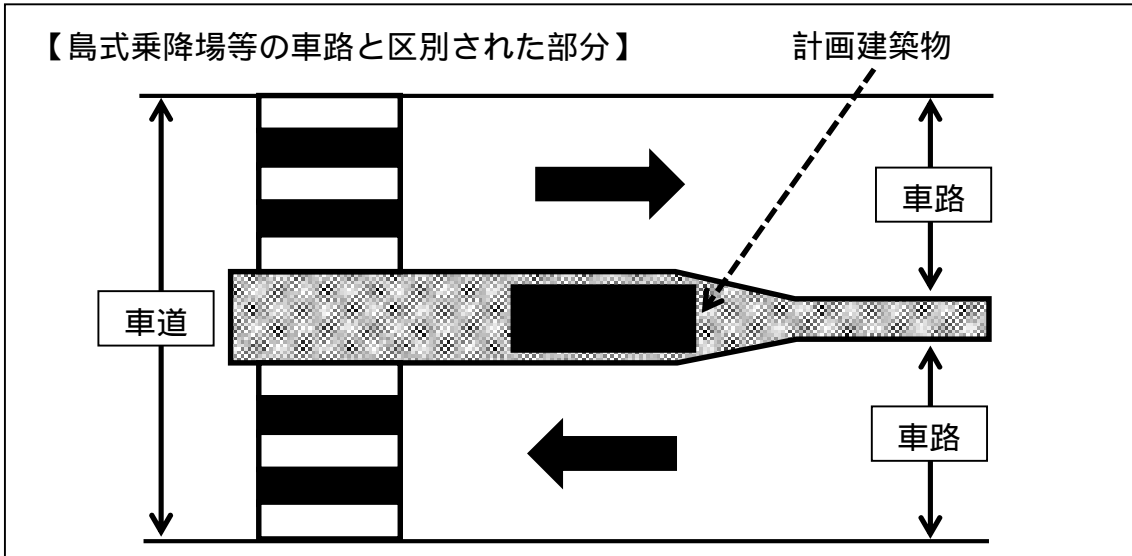


図3 2 - (3) - ウ 道路区域内の通常一般の通行の用に供されていない部分

